

海外旅行保険

改定前 2022年3月31日以前		改定後 2022年4月1日以降	
疾病死亡保険金支払特約		疾病死亡保険金支払特約	
(中略)		(中略)	
第2条 (保険金を支払う場合)		第2条 (保険金を支払う場合)	
(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該当した場合は、この特約および普通約款 (* 1) の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。		(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該当した場合は、この特約および普通約款 (* 1) の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。	
(中略)		(中略)	
③	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条 (定義等) に規定する次のいずれかの感染症 (* 2) を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症	③	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条 (定義等) に規定する次のいずれかの感染症 (* 2) を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症 <u>オ. 指定感染症 (* 3)</u>
(以下省略)		(中略)	
		<u>( * 3 ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条 (指定感染症に対するこの法律の準用) 第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u>	
(以下省略)		(以下省略)	

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降				
<p style="text-align: center;">疾病治療費用補償特約</p> <p>(中略)</p> <p>第2条 (保険金を支払う場合)</p> <p>(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*2)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="109 678 1106 1114"> <tr> <td data-bbox="109 678 226 1114">②</td> <td data-bbox="230 678 1106 1114">           責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(以下省略)</p>	②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> </ul>	<p style="text-align: center;">疾病治療費用補償特約</p> <p>(中略)</p> <p>第2条 (保険金を支払う場合)</p> <p>(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通約款(*1)の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*2)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 678 2125 1114"> <tr> <td data-bbox="1137 678 1254 1114">②</td> <td data-bbox="1258 678 2125 1114">           責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> <li>オ. <u>指定感染症(*4)</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p><u>(*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u></p> <p>(以下省略)</p>	②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> <li>オ. <u>指定感染症(*4)</u></li> </ul>
②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> </ul>				
②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 一類感染症</li> <li>イ. 二類感染症</li> <li>ウ. 三類感染症</li> <li>エ. 四類感染症</li> <li>オ. <u>指定感染症(*4)</u></li> </ul>				
<p style="text-align: center;">治療・救援費用補償特約</p>	<p style="text-align: center;">治療・救援費用補償特約</p>				

改定前 2022年3月31日以前

(中略)

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当したことにより被保険者(\*1)が負担した費用に対し、この特約および普通約款(\*2)の規定に従い、治療・救済費用保険金を被保険者(\*3)に支払います。

①	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(*4)を必要とした場合
②	<p>被保険者が、次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで(*5)に治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ます。</p> <p>ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*6)</p> <p>(ア) 一類感染症</p> <p>(イ) 二類感染症</p> <p>(ウ) 三類感染症</p> <p>(エ) 四類感染症</p>

(以下省略)

改定後 2022年4月1日以降

(中略)

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当したことにより被保険者(\*1)が負担した費用に対し、この特約および普通約款(\*2)の規定に従い、治療・救済費用保険金を被保険者(\*3)に支払います。

①	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療(*4)を必要とした場合
②	<p>被保険者が、次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで(*5)に治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ます。</p> <p>ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(*6)</p> <p>(ア) 一類感染症</p> <p>(イ) 二類感染症</p> <p>(ウ) 三類感染症</p> <p>(エ) 四類感染症</p> <p><u>(オ) 指定感染症(*7)</u></p>

(\*7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、ます。

(以下省略)

改定前 2022年3月31日以前

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

(1) 当社は、この特約により、下表の特約の規定に掲げる感染症に新型コロナウイルス感染症（\*1）を追加します。

①	疾病死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③
②	疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②
③	治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ
④	運動等危険補償特約第7条（治療・救済費用補償特約が付帯される場合の取扱い）（1）で読み替えられる治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ

(2) (1) の規定は、被保険者が死亡または治療を開始した時点（\*2）において新型コロナウイルス感染症（\*1）が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。
- ② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。

（\*1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま  
す。）であるものに限りま

( \* 2 ) 下表の特約については、それぞれ下表の時点をいいます。

ア.	疾病死亡保険金支払特約	被保険者が死亡した時点
イ.	疾病治療費用補償特約	被保険者が治療を開始した時点
ウ.	治療・救済費用補償特約	
エ.	運動等危険補償特約	

第2条（準用規定）

改定後 2022年4月1日以降

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

当社は、この特約により、下表の特約の規定に掲げる感染症に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（\*1）を追加します。

①	疾病死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③
②	疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②
③	治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ
④	運動等危険補償特約第7条（治療・救済費用補償特約が付帯される場合の取扱い）（1）で読み替えられる治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ

（\*1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま  
す。）であ

第2条（準用規定）

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。